

知的財産高等裁判所 中野哲弘所長インタビュー

平成17年4月1日に知的財産高等裁判所が設立されてから6年が経過しました。

「特技懇」誌では、知的財産高等裁判所 中野哲弘所長 にインタビューを行い、

この6年間における知的財産高等裁判所の変化や取り組み、

今後の抱負等についてお伺いしました。



1. はじめに 自己紹介

(谷治) 本日はお忙しいところ、ありがとうございます。まずは自己紹介をお願いいたします。

(中野) 知財高裁所長をしております、中野と申します。私は昭和46年に裁判官に任官いたしまして、現在までだいたい40年経過しつつあります。どのような分野を担当したかと申しますと、ご承知のとおり裁判事務というのは大きく分けると、裁判そのものを扱う事件部と、裁判を支援する司法行政部門の2つに分けることができますが、私は事件部の方が長いわけでございます。訴訟事件は民事訴訟と刑事訴訟が基本で、その亜流として家事事件、少年事件があります。私は民事訴訟の分野が主で、金銭事件、不動産事件、損害賠償事件、離婚事件等の通常事件を長くやってまいりました。その他に、商事事件としての手形の事件とか、借地借家法の特別規定で、地主に代わって承諾をするという借地非訟事件とか、あるいは訴え提起後に調停に付された、調停事件を扱う調停部とかもやってまいりました。そのような民事訴訟の分

野が長いと思います。

裁判以外の分野でどんなことをやってきたかと申しますと、1つは、書記官を養成するための法律教育をする書記官研修所、今は裁判所職員総合研修所というところですが、そこの教官を3年務めまして、民法と民事訴訟法を主として担当いたしました。そこで講義をしたり、あるいは教科書を書いたりしたことがございます。

もう1つの裁判以外のことだと、法務省に出向して、いわゆる訟務事件を担当いたしました。訟務とは、国が訴えたり、訴えられたりした場合、国の立場を裁判所に伝えるという仕事です。その代理人になるという仕事をしました。どんな分野の担当が多いかと言いますと、一番多かったのは国有財産の事件や国家賠償事件で、そのほか換地処分に関する行政訴訟などでした。

特許庁の代理人になったこともございます。平成2年の4月から平成4年の1月までは法務省訟務局行政訟務第一課長でした。その時、特許庁の事件を担当しました。具体的には東京高裁で特許庁が敗訴した場合、その上告を最高裁判所に行く代理人を2件ほど担当したことがございま

す。予めちょっと調査をしましたところ、関与した事件は、1つは平成3年3月8日に言渡されたリパーゼ判決の口頭弁論に立ち会いました。もう1つは平成7年2月24日になされた類似意匠に関する意匠権の事件で上告理由作成に関与しまして、この2つに特許庁の代理人として最高裁判所で訴訟活動をした経験がございます。

2. 知財高裁の6年間の変化

(谷治) 次の質問に移らせていただきます。知財高裁が2005年の4月に設立されまして、今度の4月でちょうど6年経ちますが、この6年弱の間で知財高裁がどのように変化してきたかを、ぜひお聞かせいただきたいのですが。特に知財高裁の体制、判決、また侵害訴訟の事件を含めて、変化したとお感じになったところがございますら、教えてくださいませんか。

(中野) 知財高裁はご承知のとおり平成17年の4月に発足いたしました。まもなく6年になります。発足当初の体制は通常部が4箇所、特別部いわゆる大合議部が1箇所、それから裁判官が18名、裁判所調査官が11名で、その他に知財高裁発足時から独自の事務局と訟廷事務室というのができて、それらは発足後全く変化がございません。

事務処理体制でどのような運用をしてきたかと申しますと、だいたい毎月1回は裁判官全員で裁判官協議会を行いました。全員の裁判官と幹部職員が集まりまして、事件の処理体制や、その他の司法行政上の諸問題について率直な意見交換をして、それに基づいて決めたことを実行してきました。それは非常に大きなことではなかったかと思えます。その結果として、対外的には、事務処理要領や審理要領をウェブサイト上に立ち上げ、知財高裁ではこのように事件を処理していきますということを世間に公表して、それに沿って事件を処理しているということでございます。時々内容は変化していますが、そのような公表をしていることで、知財高裁の事務処理が世間にある程度の理解を得られるようになってきたと思います。事件処理の迅速化にも役立っているという気がいたします。

次に、知財高裁の判決と事件等について少し申し上げます。先ほど言いましたとおり、知財高裁が発足したのは平成17年の4月ですが、私が知財高裁の前身である東京高裁知財部の第一部に着任したのが、平成17年の1月でございます。着任した時は、もう間もなく知財高裁が発足するという直前の状況で、現在の体制とあまり異なっていたわけではないのですが、その時の第一印象では、審決取消

訴訟と民事控訴事件両方合わせて、非常に事件数が多く、判決もさほど迅速にはなされていなかったと記憶しております。そこで、なんとかしなければいけないということで、私も含めて当時の方とご相談をしながら、事件処理の迅速化と判決の促進に努めさせていただきました。

また、当初は事件数が大変多かったのですが、知財高裁発足後3年ぐらい経った後から、事件数が若干減少してきましたので、裁判の迅速化はだいぶ達成されつつあります。ちなみに統計を見ますと、審決取消訴訟ですと、知財高裁発足直前の平成16年は平均審理期間が12.6ヶ月であったのですが、平成21年ですと7.5ヶ月で、だいぶ迅速化されたという気がいたします。職員全体の努力と、新受件数が若干減少したということがあって、迅速化が達成できたと思っております。

次に判決の一般的な傾向について少し申し上げますと、知財高裁発足当初は、前からの事件処理傾向をひきずっていたということもあると思うのですが、特許の有効性について、知財高裁は進歩性判断が厳しすぎるのではないかと、というご批判をだいぶ頂戴していた記憶がございます。裁判官は別に、進歩性を緩くしようとかきつくしようとかいうことを意図的に考えることはありません。裁判官というのは習性として、事件ごとに記録を丹念に読みまして、法律と良心に従って判断しています。しかし第三者の方から見ると、何かそのような傾向があるのではないかと、というご批判を頂いていたわけです。そのようなご意見があるということは承知しましたので、それを踏まえて、新しい事件について記録と法律に従って判断を続けてきたということでございます。

(谷治) 高等裁判所の知財部から知財高裁になって、特にここが良くなったということはございますか。

(中野) 高裁知財部当時に扱っていた事件と、知財高裁になってからの事件と、内容に変化はありませんが、良くなったと思う点はいくつかございますので、申し上げます。

1点目は、知財高裁という独自の裁判所ができたことで、日本国内、あるいは海外に対して、日本は知財を重視している、知財立国を目指しているのだということを対外的にアナウンスする効果が非常に大きかったと思います。従前は東京高裁でやっていますということだったのに、今度は知的財産紛争を一元的に知財高裁がやっていますと言えるようになったという、アナウンス効果が第一に大きいと思います。

2点目ですが、知的財産高等裁判所設置法という新しい法律ができて、その第4条に規定されているのですが、知財高裁に勤務する裁判官だけで構成する裁判官会議

で意思決定ができるようになりました。全体の中の一部ではなくて、その一部だけで意思決定ができる、そのようなシステムになりましたので、結果として、知財高裁としての意思決定の実行が従前よりも迅速に行えるようになったというのが大きいと思います。

3点目ですが、これは同じく知財高裁設置法第5条に規定されているのですが、知財高裁独自の事務局を設けることができました。事務局というのは、現在は庶務1課と2課がございまして、庶務1課に課長以下3名、事務局長が1人いますので4名の専属の職員がいます。それから訟廷事務室というのがございまして、事件の受付や、記録の保存廃棄などを行っており、そこにも書記官が3名います。そのような独自の実行部隊ができたことで、色々な施策の実行が非常にスムーズに行えるようになりました。

それから4点目に、今申し上げたこととも関連しますが、知財高裁の裁判官の他、調査官、書記官、事務官、このような職員全体が、知財高裁の職員であることで一体感を持って対外的に色々な活動ができるようになったという精神的な意味合いも大きいと思います。その手段として色々な研究会や懇親会を一体として行い、協同して仕事をしているのだという雰囲気の醸成に大変役立ってきたと思います。そのあたりが従前と違う点かなという気がいたします。

(谷治) 知財高裁になって、色々な面で大きく変わったという印象をうけました。

(田内) 続いてお伺いしたい点がございます。審決取消訴訟の平均審理期間が7.5ヶ月と、非常に迅速化されているという印象なのですが、これだけの迅速化を達成されるのはとても大変なことだったと思います。特に判事の皆様方で何か工夫をして取り組んだことがありましたら、教えてくださいませんか。

(中野) 審決取消訴訟はだいたいどのような流れで行っているかというと、訴状を受け付けて、それから第1回の弁論準備期日、第2回の弁論準備期日、第3回目に口頭弁論期日を開くという流れになるのですが、行うことはだいたい定型的です。特許事件ですと、特許庁で審決に使った書類を受け取って、それについてお互いに言い分を出し合い、実質2回か3回で終わります。なぜ審決取消訴訟が早くなったかという、相乗効果なのですが、裁判官、調査官が事務処理を行うことに熱意を持つことと、無駄な事務処理をしないようにしたことだと思います。また、事件が溜まっていると処理期間が長くなってしまいますので、そのようなことがないように少しずつ事務処理の隘路を取り除いていった結果として、純粋に作業に要する時間だけで

行えるようになった、工夫の積み重ねで速くなったということじゃないかと思います。

(田内) もう1点お伺いしたいことがございます。審理の充実性といいますか、質について、裁判所全体で注意をしているとか、判事の皆様方で色々な意見を交換するとか、何か取り組まれている点はあるのでしょうか。

(中野) 裁判の生命は速さではなくて適切さです。適切な判断をするためには、当事者も含めた当事者が適切な主張と立証をして、それを裁判所側が受け止めて、熟慮して判断をしなくてはなりません。この作業は最も基本的な作業ですから、おろそかにすることはできません。判断を着実に行うためには、記録を丹念に読む他に、当事者の意見、言い分を虚心坦懐に聞くということも必要です。それから、適用される法律について十分な理解をすることが必要です。技術の理解も当然です。そのうえで熟慮をして判断をするという作業をしていかなければならないと思います。

裁判官は各人が独立して判断するのですが、色々な疑問点が出てきた場合、習性として、それぞれの部に3人から5人いますので、わからないところ、疑問に思うところがあると、自分はこう思うけれどどうだろうかと、人に意見をよく聞きます。特に初めて知財を扱う方は、経験者がほしいそばにいますので、そのような人に意見を聞き、自分を高めていくという作業をしていくのではないかと考えております。

(谷治) 今の他の人の意見というのは、合議体を越えた他の人の意見ということですね

(中野) 合議体で相談するのは当然ですし、部が3人のときはいいのですが5人のときなどは、合議体ではないのですけれども、同じ同僚として色々な意見を参考に聞くということを行っていますね。特にこの分野が詳しいという人が別の部にいるときは、その人の意見を聞いてみたりすることもあると思います。

(谷治) 部を越えて、ということですね。この分野が詳しいというのは、どのような分野でしょうか。

(中野) だいたい法律ですね。技術内容は調査官がついておりますので。

(谷治) 先ほど審決取消訴訟の平均審理期間は7.5ヶ月ですが、非常に速くなっているという印象をうけましたが、これ以上迅速化を進めていくお考えは、知財高裁の中ではございませんか。

(中野) 利用する当事者の方が、なるべく速いほうがいいとお考えなのは当然だと思うのですが、判断する方というのは、やはり適切な判断をしなくてはなりません。適切な



判断をするためには、一般的に人間の頭というのは熟成する期間がある程度必要でございますので、あまり速く行いすぎてもいけないと思います。適切な判断ができるという限度で速くしなければいけないと思います。

そうすると今7.5ヶ月ですが、先ほど言ったとおり、特許の審決取消訴訟の期日はだいたい3回行いますと、2ヶ月、2ヶ月、2ヶ月の2×3が6、だいたいそのくらいがいいところじゃないかと思っておりますので、7.5ヶ月というのはトップに近く、これ以上の短縮はそんなにできないと思います。ただ無駄な時間はできるだけ省こうとは思っておりますので、審理要領の公開や、事務処理を合理化するなど、さらに色々な工夫をしてできるだけ短くしなければなりません。判断に必要な時間は確保しなければならないと思っております。

(谷治) 侵害事件の傾向について、最近このような内容の事件が多くなったとか、お気づきの点がありましたらお聞かせいただけますでしょうか。

(中野) 特許権の侵害訴訟はご承知のとおり、最近ですと論点が3点ございます。1点目はいわゆる侵害論とか充足論とか言われているもので、被告製品が特許請求の範囲に該当するかどうかという問題です。2点目は基になる特許権が有効か無効かという問題。3点目は、仮に全部肯定できるとして、損害額はいくらかという損害論の問題。この充足論、無効論、損害論の3つの論点があります。キルビー判決が出る以前は、特許侵害訴訟というと充足論と損害論だけだったのですが、キルビー判決、またそれに基づいて立法された特許法第104条の3という条文ができたおかげで、有効か無効かということも侵害訴訟の中で判断できるようになりました。そのために最近論点が3つあるのです。審決取消訴訟と同じ審理を、侵害訴訟でもしなければならなくなっているのです。侵害訴訟の審理が間延びするというか、争点が増えたという、非常に大きな問

題が出てきています。それに裁判所が少し足をとられるという傾向が、最近はお出ております。そこをどのようにして利用者のニーズに応えていくかというあたりは、これからの課題でございます。いわゆるダブルトラックという問題、すなわち特許の有効性の問題について審決取消訴訟と侵害訴訟とで両方やらなければならないということをどう解決するかということは、非常に大きな問題です。これからの特許法改正等でも論じられる問題ではないかと思っております。

3. 知的財産法全般に精通するための取り組み

(田内) 特許法、商標法等の知的財産関連法も、時代に対応した改正がありましたが、知的財産の裁判を担当される判事の皆様方は、知識やご経験をこれまでこういった形で習得されてこられたのでしょうか。

(中野) 裁判は先ほど言ったとおり、大きく分けると民事訴訟と刑事訴訟があるのですが、どの訴訟でも同じことでして、まず事実を認定して、そこに法律を適用するという作業であることは、どんな事件でも変わりはありません。裁判官はどういう方法で勉強しているのかと申しますと、事件記録を読んでまず事実関係を認識し、それに法律を適用するという作業をしていくわけで、その繰り返しで裁判官の職責でございます。ですから裁判官は事件をたくさんこなすことによって、いわゆるジョブトレーニングを繰り返すことによって、裁判官としての能力を磨いていくということになります。

特許法、意匠法、商標法等の法律はどのように勉強していくかというのは、今言いましたような事件処理に必要なということであれば、その限度で徹底的な調査をしています。法律はどうなっているか、判例はどうなっているか、そういうことをくり返していくことによって、法律の理解をしていくことになります。ですから概説書を頭から読んでいくということは、たまにやりますけれども、あまりしないですね。どちらかというと、条文を見て、当事者の主張を見て、必要な判例、学説を見る、そういう作業を繰り返すことになります。判例はどこをよく見るかというと、私の経験も踏まえて申しますと、最高裁判所の判例ですね。特に、裁判集ではなくて、最高裁判所民事判例集、いわゆる民集登載判決は、法律と同じ程度の意識で勉強すると思います。裁判集登載事件も、それに準じて勉強することになります。そういうことが基本でございます。あとは周りにいる先輩の裁判官と色々意見を交換することで、知識を習得していくことも行っています。

(田内) そうしますと、やはり案件を通じたオン・ザ・ジョブ・トレーニングが、知識を習得するには一番良い方法で、それを積み重ねていращやるということですね。

(中野) そうということですね。

(田内) 日々そうした知識や経験を積み重ねていくに当たって、例えば、先輩判事の方が若手判事の方に、経験を継承といいますか、知識を伝えていくような取り組みをされていращやるのでしょうか。

(中野) これは、所長としてどういうことを行っているかということとも関連するのですが、知的財産法の分野は裁判官としてはどちらかというとマイナーな分野ですので、予めの知識はない方が多いですね。長くやっている方は別にして、知的財産法の法律の勉強をしていたことはほとんどない人が大部分です。そういうことを踏まえて、新しく裁判官が知財高裁に来たときに、どんなことを行っているか、最近の実情をご紹介します。4月においでになったときはオリエンテーションということで、色々な法律の解釈、あるいは実務の運用を、私も所長として申し上げますし、先輩の判事、あるいは特許法ですと特許庁から見えている調査官の方に講義をしていただきます。最近は知財高裁だけではなく、東京地裁の知財部の裁判官も含めて、統一的なオリエンテーションを実施しております。これが1つです。

あとは知財分野ですが、年4回ほど講演会等を行っております。国内外の著名な方をお招きして、だいたい2時間ほど、講演会等を行い、最新の情報を収集するというものを行っております。それから年1回、知財訴訟担当の高裁、地裁の裁判官だけで、実務の運営についての研究会というものも行っております。だいたい大きく分けると、そういう公的な行事で知識の習得をしてもらいますが、基本は

やはりオン・ザ・ジョブ・トレーニングで、自分で研究していただくしかないと思っております。

4. 調査官、専門委員との関わり

(谷治) 続きまして、調査官と専門委員の関わりについてお伺いします。特許関係の裁判になりますと、調査官と専門委員も関与することになると思われます。一般的な技術知識を有する裁判所調査官は、常勤職員として日常的に判事の方々をサポートされて、特定技術分野の専門家である専門委員の方々は非常勤として、指定された事件についてそれぞれの技術的な部分をサポートされていると思うのですが、具体的にどのような業務を通じて関わっていращやるのでしょうか。

(中野) まず、調査官について申し上げます。特許関係の調査官というのはご承知のとおり、昭和25年に東京高裁特許部ができましたその時から、特許庁からの調査官をお迎えしていると聞いております。現在は11名おりまして、10名が特許庁から、1名が弁理士出身です。

そういう方々が、事件の処理にどのように関与しているかと申しますと、まず審決取消訴訟は、特許関係事件は全件関与いたします。侵害訴訟はちょっとまた別に申し上げますので、審決取消訴訟の調査官の関与の実情について申し上げます。新件が来ますと調査官ごとに事件を配点いたします。裁判官は訴状が来ると担当裁判官が決まります。そして、まず第1回の弁論準備期日は主任裁判官が調査官と一緒にやるのですが、それまでに色々な作業をするということになります。第1回期日の直前までに、調査官は、訴状等に基づいて、あるいは審決書等に基づいて技術を理解していただいた上、色々な資料を作成して、それを主任裁判官に説明するというものを行っていただいています。これが第1段階です。

第2段階は、弁論準備期日は少なくとも2回は行っておりますので、期日に立ち会っていただいています。期日立会は、先ほど述べたとおり主任裁判官と担当調査官の2人が立ち会います。だいたい期日に出てくる当事者の方は、弁理士の代理人と特許庁の指定代理人でございます。そういう方々から訴状、答弁書、準備書面、書証等を提出してもらい、わからない点については釈明をします。特許法流に言うところの審尋なのですが、裁判所では釈明というのですが、「ここにこう書いてあるけれども、これはどのような意味か」という釈明をして、弁理士さんと担当裁判官、担当調査官が、「このような立証をしたらどうか」とか、あるいは「この点はどうか」とかいうことを意見交換するのが、



だいたい第2回期日でございます。それをだいたい2回前後やって、その後第3回目には口頭弁論を開く期日を決めるのですが、だいたいの主張立証が終わると調査官の方は調査報告書を作成します。調査報告書において、調査官としてはこの件はこう思うという意見を書いてもらいます。その後、主任裁判官が判決起案をして3人の裁判官で合議し、口頭弁論期日を開き、判決言渡しが行なわれることとなります。

今申し上げましたのが審決取消訴訟です。特許の侵害訴訟控訴審の場合はどうかというと、1審でもそうかと思うのですが、侵害訴訟は先ほど言ったとおり、充足論と無効論と損害論ということがあって、間口が広すぎますので、この被告製品は特許請求の範囲に入るかどうかという充足論について調査をお願いしたり、あるいは有効か無効かという無効論についての調査官の意見を出してもらうとか、そのほか調査事項を特定して調査をお願いするということが1審でも2審でも行っていると思います。

(谷治) 続いて専門委員の先生方の関与についてはいかがでしょうか。

(中野) 専門委員は、平成16年の民事訴訟法改正によって導入された制度ですが、知財関係では実質的には平成17年の知財高裁発足時ごろから運用が始まりました。当初から現在まで、常時だいたい200名ほどの専門委員の方がいらっしゃいます。

専門委員の方に、どのような事件をお願いするかというと、常勤の職員である調査官はそれぞれの専門分野がありますが、事件によっては調査官がどなたも担当していない専門分野が出てきたり、専門がまたがる境界領域について事件になってくることがございます。そういうときは、早急に最高裁判所を通じて専門委員を探して選任をして、その方に立ち会ってもらっています。つまり、調査官の方がいない専門分野については、専門委員を選任することです。それから当事者である原告あるいは被告から専門委員の方の意見をぜひ聴いてほしいというご要望があって、それが尤もだと思うときは、専門委員を選任することがございます。あるいは当事者からの要望はないけれども、裁判所としてもこの事件については聴いてみたいとき、どちらにしようかと判断に少し躊躇するというようなときも、専門委員の方の意見を聴くことがございます。

専門委員は、だいたい最近是一件につき3名の方をお願いをしています。学者の方、研究者の方、それから弁理士の方の3名を選任して、専門委員としての活動をお願いしています。専門委員を選任するときは、当事者双方に、こういう方を選任したいけれどもいかがかということで、氏

名を特定して意見を聞いて、異存がないことを確認します。

運用の仕方はこのように3名ですが、期日の関係でいうと、弁論準備期日としての、主張立証を1回、2回ぐらいで終わって、だいたい3回目に専門委員の説明を聴くことが多いのですが、具体的には弁論準備期日の中で技術説明会というのを行います。技術説明会というのは、原告が主張する本件技術の内容、被告が主張する本件技術の内容、あるいは引用文献の技術の内容、こういうことについてスライド、パワーポイント等を用いて手短かに口頭で説明してもらい、それに対して専門委員の方々に質問を発していただき、説明を述べていただくことによって、技術の内容について討論するというものです。そうすると、お互いに技術の認識について共通の理解ができますので、それで十分な審議ができるというわけです。

それから、これは事件の処理に直接関係があるわけではないのですが、知財高裁発足時から毎年1回、専門委員研究会というのを行っています。すなわち、専門委員の方に知財高裁にお集まりいただき、こちらからの実情説明とか、あるいは専門委員の方の経験の発表とか、ケースについてのケース研究会、こういうのをだいたい半日くらいかけて研究会で討論していただいて、お互いの認識を共通にしようということを行っています。

(谷治) 今、専門委員が関与するのは一部の案件だと思うのですが、今後、増やしていく可能性はございますか。

(中野) 政策目的としてどうするというのではなくて、先ほど言ったような基準に該当すれば、専門委員をお願いするということがございまして、だいたい今200名くらいで、丁度いいぐらいか、と。だいたい年間どのぐらいお願いしているのかと思い調べましたら、去年でだいたい60回くらいお願いしております。日本全国に所在している一流の方に来ていただいて、大変助かっているというのが実際でございます。

5. 海外の知的財産権法を理解するための取り組み

(田内) 企業もグローバル化しておりますが、様々な国の知財制度について、海外の動向をどのように把握されているのでしょうか。海外で出される判決等に対して、理解を深めるために取り組まれていることがありましたら、教えていただけますでしょうか。

(中野) 知財法は、非常に国際的な広がりが多いわけですが、だいたい3つの方法がございます。1つは外国の法律家、弁理士、あるいは特許庁の方も含めて、外国から知財高裁を訪れる方が割と多いのですが、そういった方がおい

でになったときに、色々意見交換をするということを行っています。アメリカのCAFCの長官をやっておられるリーダーさんなどは、よくおいでになりますので、そういう方と意見交換をします。せっかくおいでいただきますので、都合のつく裁判官はできるだけ討論に参加します。教えてもらうというのが実情ですが、アメリカの実情を聞いて、国際理解を深めるということでございます。

2つ目は、これはどちらかというと、我々が知識を吸収するというよりは、日本の実情を紹介することになるのですが、よくアジアの各国の実務家の方が、日本の制度を知りたいということでおいでになります。そういうときは、日本の実情はこうですよ、制度をお作りになるならば、こうしたほうがいいのではないですかというようなことで、意見を交換します。ベトナムの最高裁判所長官が近くお見えになりますし、12月にはインドネシアの最高裁副長官が知財高裁を訪問したいということで、おいでになりました。もっと前ですと中国の方、台湾の方、最近では韓国の方も特許法院で侵害訴訟をやりたいという検討を始めたようなので、どうしたらいいとか、そのようなことで訪れました。ロシアの方も去年みえまして、ロシアでも似たようなものをつくりたいということのようです。そういった方がおいでになったときは、日本の制度をご説明して、協力することで相互理解を深めるということでございます。

3つ目ですが、今言った第1と第2は、日本においでになった方に説明するとか意見を聞くということですが、日本の裁判官が海外に出かけていくという試みもしております。定期的にやっているのは、アメリカの、ニューヨーク州のフォーダム大学、それからワシントン州のワシントン大学で定期的に会合がありますので、そういった会議に裁判官が出席します。あとドイツのミュンヘンのマックス・プランク研究所にも、毎年半年くらい1人の若い裁判官が行っております。そのような形で海外の実情をつぶさに調査するというをやっております。

(田内) アジアから来られる方々は、やはり日本のような知財高裁を自分の国でもつくりたい、あるいはできるだけ同じような形にしたいと考えて訪問される場合が近年特に多いのでしょうか。

(中野) そうだと思いますね。アジアの国は、まだ独自に技術を作り出すというところまでは、いつているかどうか分からないのですが、外国企業がアジアの各国で生産いたしますね。そうすると、特許法は場所的限定がありますので、やはりあちらの特許法あるいは商標法とか、模造品の輸出入の差止の関係とか、そういうことで色々需要があるようでございます。

6. 技術の理解について

(谷治) 続いて技術に関することですけれども、知財法関係の、特に特許の関係の裁判では、化学から機械、電気、バイオ系など幅広い技術分野を扱うことになると思うのですが、これらの幅広い技術を理解するために、判事の皆様方が普段から心がけていること、あるいは知財高裁として何か活動されているようなことはございますか。

(中野) 特許裁判で扱う技術が非常に広範であるというのは、おっしゃるとおりです。そしてそれを、予め裁判官が全部わかっていることはございません、裁判官はだいたい文科系の出身です。ただ裁判というのは、具体的な事実に基づいて法律を適用するということで、これはどんな裁判でも共通だというのは、先ほど申し上げたとおりです。事実の認識の一つの手段として、特許裁判の場合は技術を理解しなければいけないことになるのは当然です。裁判官の習性として、事件ごとにまず記録を読んで、その記録に書いてある技術を理解するという作業をしていくということになると思うのです。

技術を何によって理解するかというと、第一義的には当事者の書面ですね。訴状とか、答弁書、準備書面、これをよく読む。それから提出された書証をよく読みます。しかも弁論準備期日あるいは弁論期日を行いますので、不明な点は当事者に対して説明を求めるという作業をいたします。あとは事件ごとに、先ほど言いましたとおり、審決取消訴訟の場合は調査官が全件関与いたしますので、期日を臨むに当たって、技術の専門家である担当調査官から技術についての説明をうけるということになります。私も心がけていますが、全く技術のイロハがわからないこともよくあるのですが、その場合、この言葉はなんですかということや丹念に伺えば、それは理解できるのです。ですから調査官、当事者等に丹念に説明を求めて、それを理解することを追求することで、技術等を理解していくということになると思います。調査官がわからないときは、専門委員に聞くということにもなるかと思えます。そのように、個々の事件を通して技術を理解していきます。私の個人的な感想では、やはり一番大きいのは、担当調査官に技術のイロハから伺うことです。本件発明、本願発明の技術とはこういうことだということを完全に理解しないうちは、判断できませんので、担当裁判官は技術を完全に理解した上で、法的な価値判断をしていくと思います。

以上是个々の事件の基本で、オン・ザ・ジョブ・トレーニングなのですが、知財高裁が全体としてどんなことをやっているかということや少し申しますと、調査官が専門でな

い分野の事件が提起された場合は、その専門家の専門委員を迅速に選任するという手続きがまず1つあります。選任の事件手続については主として最高裁判所の行政局がやっているのですが、専門の学会がございますので、学会に依頼して、このような分野の方をご推薦いただきたいということをお願いして、迅速に具体的な専門委員を選任しています。あと、技術に関する書籍とか、あるいは場合によっては器具ですね、こういうものを、予算措置を講じてもらって購入しております。それから3番目は、年1回、知財高裁ですが、企業技術調査ということで、企業の現場に行って技術を理解するための見学調査をしております。

7. 審査官・審判官へのアドバイス

(中野) 私が知財高裁に参って6年ほどになりまして、判決も数百件ほど書いた記憶がございます。総じて申し上げますと、特許庁の審査官、審判官の方々は、よくやっているなという印象で、敬意を表したいと思います。また首席審判長は、だいたい裁判所の知財調査官経験者が多いので、特に最近では若手の方に良い指導を行っているのではないかと思います。また、若干の改善事項について個人的意見を申し上げてみたいと思います。

1点目は審査審判段階において、当事者の言い分をまず正確に理解していただきたいということです。少しずつ理解してしまいますと、対応も異なってきますので、当事者が何を言いたいのかということを、まず正確に理解していただきたい。そして理解した言い分、不服について、お忙しいとは思いますが、可能な限度で丁寧な対応をお願いしたいということです。具体的にはということかと、審決書等を拝見しておりますと、周知と言いつつ、なぜ周知であるかの説明がないのです。周知としか書いていない。常識と言われればその通りなのですが、当該審査官、審判官にとっては周知と思われることであっても、当事者、あるいは我々裁判所にとっては、なぜ周知かがよくわからないというようなことがありますので、周知事項についてはきちんと文献等を示して対応していただきたいということです。それから、少しずれた論点、理由で拒絶するときには、拒絶理由通知をあまり出し惜しみしないで、出せるうちは出していただきたいということです。そして回数も1回だけなどと言わずに、必要があればきちんと拒絶理由通知を打って、それで相手の言い分を聞いて、審査、審判をお願いしたいというのが1点目でございます。

それから2点目の改善事項は、先ほどのことにも関連す

るのですが、引用例を示すときに、主引用例等はだいたいきちんと引用していただくのですが、副引用例、あるいは第3引用例あたりになると、省略することも時々あるのではないかと思います。引用例の省略はせずに、疑わしいときは引用例にさせていただきたい。ですから拒絶理由通知をまた新たに打たなくてはいけないということになるかと思いますが、引用例の省略はあまりしないでいただきたいのです。私達もそうなのですが、だいたい、これは訴訟になるとか、上訴されるということは何となくわかりますので、そういう事件こそは丁寧な対応をして、手続きをきちんとした上でやっていただきたいと思います。昔は、引用例でない文献を訴訟段階になってこれは周知例ですと言って出してくることが時々あったのです。ちょっと周知例の濫用ではないかと思われる場面もないわけではなかった。最近はさほどでもなくなってきたので、良くなってきたのかなという気もいたしますが、周知例の濫用と言われないうようにやっていただきたいというのが2点目でございます。

3点目は当事者系での審判の話なのですが、無効審判請求では請求人の方はたくさんの無効理由を主張します。そういうときは、審決はまともに判断をしていただきたい、肩すかしの判断をしていただきたくないということです。例えば引用例をたくさん挙げて、無効理由1、2、3、4、5、6、7……と言って、最後に特許法36条の記載要件違反などとおまけ的に書いてあるときに、進歩性なしかどうかのところを全部すっ飛ばして、最後の記載要件違反だけで結論を出しているというような例がないわけではなかった。そういう肩すかしの審決は書いてほしくない。やはり当事者が言いたいのはどこか、それについて特許庁はこう考えますよと堂々とやっていただきたいというのが3点目でございます。



8. 弁護士・弁理士へのアドバイス

(中野) 審決取消訴訟や特許侵害訴訟の代理人である弁護士、弁理士の方は裁判所の訴訟でよくご協力いただいておりますので、そのことに対しまして御礼を申し上げたいと思います。ただ、弁理士の代理人の方について若干気になる点がございまして、ちょっと申し上げてみたいと思います。

(1) 1点目は弁理士の方は、民事訴訟手続にもう少し習熟していただきたいということです。ご承知のとおり審決取消訴訟の手続きは、だいたい民事訴訟法に従って行われております。別の場で申し上げたことがあるのですが、どういふ点が問題になるかということ、訴状に原告は誰、被告は誰と書かなくてはいけないのですが、民事訴訟法ですと、法人の代表者名の記載をしなければならないのになしなことが時々ございまして。特に外国法人の場合、法人の代表者名の記載を訴状に書いていないことがあります。裁判所の受付で具体的に指摘はするのですが、それでも慣れていない弁理士さんは書いていないことが多いのです。特許庁での手続では原則は書かなければいけないけれども、書かなくてもいいというような定めになっているので、そういった感覚でおいでになる方が多いのではないかという気がします。

それから、手続きの関係では、法人の資格証明書の原本を必ず付けなくてはいけないのですが、原本を付けていないことがよくございまして。それを付けていただきたいと。

また、口頭弁論を開く場合あるいは弁論準備では、特に商標では口頭弁論だけですが、証拠調べをするのですけれども、証拠調べの中で一番大きいのが書証の取調べです。書証取調べとは、書証の原本、原告なら原告、被告なら被告が持っている書類を、裁判官が法廷で見るということです。副本として裁判所にコピーを出してありますというのは、省略にすぎません。それはあくまでも予告をしているだけです。法廷における書証原本の取調べということをして、頭に置いた訴訟対応をしていただきたいと思います。特許庁の方も最近は原本をきちんと持ってきています。裁判官に見せるものが原本で、コピーしたものでも原本ですからね。そのような点を間違えないようにしていただきたいということでございます。

あと、証人尋問の仕方についても、弁理士の方はもう少し工夫していただきたいという点がございまして。民事訴訟手続に習熟してほしいというのが1点目です。

(2) 2点目は、審決取消訴訟において、非常に細かい審決の間違いを全部、誤字脱字の類まで取消事由として主張さ

れることがございます。そのようなものは取消事由ではないのですね。審決の結論を覆すに足りるものが取消事由です。審決書の間違いではなくて、結論の間違いに結びつくものが取消事由ですから、そういうことに留意をして取消事由の主張をしていただきたいということです。取消事由というのは、そのように考えますとそんなに多くないですね。1個か2個、せいぜい3個、そんなものだと思います。それ以上多いときはだいたい、あまり関係ない主張が多いという気がいたしますので、そこをご留意いただきたいと。

それから審決取消訴訟の場合、訴状でも準備書面でもそのようなのですが、裁判所に提出する書面というのは、裁判官を説得するための書面なのです。自分だけがわかっているだけでは書面の意味がないのですね。特許庁の方のお書きになる書面もそうだと思うのですが、人にわかってもらう、この裁判官はどう考えているかということを念頭において、説明をするというように考えていただきたいと思います。侵害訴訟はほとんど弁護士がつきますが、弁護士の方は、裁判官がどの程度の者かというのはわかっていることが多いので、わりと裁判官にわかりやすい文章を書きます。弁理士の方は裁判官とあまり接触がないせいか、自分だけわかっている文章を書くことが時々ございまして、よろしくお願ひしたいということです。

(3) それから3点目ですが、審決取消訴訟で当事者系の事件については訴訟上の和解ができます。査定系でもできないわけではないのですが、実際はほとんどありません。しかし当事者系の事件では、訴訟上の和解ということが考えられないわけではないです。その場合、訴訟上の和解というのは、論理を申し上げているのではないのです。紛争を終わらせるために、どこまで、どの点を譲歩するかを考えるのが訴訟上の和解ですので、そういう点も踏まえた対応を、弁理士の方には特にお願いしたいと思います。多くの弁理士の方は、理屈、論理でこうなるということしかおっしゃいません。ここまで譲歩しますということをおっしゃる方は少ないので、できればもう少し和解ということの定義をよく理解いただいて、適切な対応をお願いしたいと思います。それから、和解をする場合は、依頼を受けた当事者に対して、ある程度不利なことも申し上げて説得をする、ここは引いたらどうかと説得しなければならない場面もございまして。当事者に譲歩を迫るということは、大変だとは思いますが、場合によってはよくお考えいただいて、本当にその方のためになる場合は、和解譲歩案をお考えいただくということも必要じゃないかと思います。以上が弁護士、弁理士の方へのアドバイスでございまして。

9. 知的財産高等裁判所の今後の抱負

(中野) 抱負を若干申し上げますと、私の全く個人的な意見でございますが、日本の司法制度は、専門裁判所というのは非常に少ないですね。知財高裁というのは、知的財産権に関する民事訴訟行政訴訟だけを扱いますので、ある意味では分野を特定した専門裁判所でございます。これは日本の司法制度の中ではあまり類がない制度なのですが、やはりこれからは社会がだんだん複雑になってきますので、専門裁判所が減ることはないような気がします。そこで、知財高裁は、日本の司法制度の中における専門裁判所のモデルとなっていきたいと思っております。訴訟運営の仕方や、人事制度という点において、モデルとなっていきたいというのが1点目でございます。

2点目の抱負は、民事訴訟、行政訴訟は産業界が主たる利用者でございますので、そういう方々からの、この裁判はどうなるのかという可視性や予測可能性を今まで以上に高めていきたいと思っております。これまでも、審理要領をウェブサイト公表してまいりましたし、全判決の全文を速やかにウェブサイトに載せています。これは、他の分野ではまったくないですね。他の分野は、判決がウェブサイトにもそのまま載るなどということはほとんどございません。司法制度の中ではまったく例外的な運用なのですが、これらは、利用者である方々が、裁判所は何を行っているかということを理解するために非常に有効な方法だと思いますので、可視性、予測可能性を高めるための施策を進めていきたいと考えています。審理要領、判決の公表の他、見学者の受け入れ、場合によっては講演会に出て行くということも前向きに行っていきたいと思っております。従前の裁判所、司法機関ですと、あまり積極的でなかったのですが、適切なものについてはそういったことも行っていきたいと

考えています。

3点目の抱負としては、主として欧米の知的財産に関する司法機関との、切磋琢磨をしていきたいと思っております。知財関係の利用者である産業界は、世界各国を対象にして活動を行っているわけでございます。利用者である産業界、会社から見ますと、どの裁判所で裁判をしてほしいかということで、日本を選択していただきたいという思いで、切磋琢磨ということを申し上げているわけです。産業界、会社が、どういう点で各国別の裁判所の選択をするかというと、だいたい3つの要素があると聞いています。1つめは経費ですね。経費はどのぐらいかかるのか。2つめはどのぐらい速いのかという迅速性。3つめ、これが1番かもしれませんが、判断の質はどうか、この3つだと思います。判断の質と迅速性と経済性、この3つでございます。ですから、アメリカやヨーロッパの知財関係司法機関と比べて、その3つの点で日本の知財高裁は優れていると思われるような運営を心がけていきたいと思っております。個人的感想ですが、経済性は、日本が一番ではないでしょうか。迅速性は、昔はそんなに迅速ではなかったですけども、最近は相当いいところにいると思います。判断の質はどうかと言われると、何とも言えないというところでございます。この3つについて、なんとか世界からも注目されるように頑張っていきたいと思っております。

4点目の抱負は、若い学生の方が色々見学においでになりますので、そういう方々に対してもできるだけの説明をしていきたいと思っております。

(谷治・田内) 本日は、お忙しいところ大変貴重なお話を誠にありがとうございました。

(中野) こちらこそ、ありがとうございました。

(インタビュー実施日：平成23年2月18日)



東日本大震災により、亡くなられた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された皆さま、そのご家族の方々に対しまして、心よりお見舞い申し上げます。一日も早い復旧復興をお祈り申し上げます。

知的財産高等裁判所所長 中野 哲弘